

令和8年度弥富市三世代同居・近居住宅支援補助金

補助対象は

新築・購入・改築
リフォーム



近居要件は
市内全域

新たな同居・近居に最大20万円の補助

子育てや介護における不安や負担を軽減する環境をつくり、定住の促進と地域の活性化を目的とし、これから新たに三世代で同居又は近居するための住宅を取得する方に対し、予算の範囲内で最大20万円の補助金を交付します。

CHECK!



補助対象となる条件 ※すべての条件を満たした方が申請できます

※申請期限は、三世代同居又は近居を開始した日（住民票を移した日）から6カ月以内

※申請者は、親世帯・子世帯のどちらか

◆世帯の条件

※ ファミリーシップ宣誓書も
同等の条件となります



親世帯 の主な要件

- 申請日より以前から1年以上継続して市内に居住していること
- 子世帯の世帯主又はその配偶者のどちらかの親が含まれること

両世帯 共通の主な要件

- 本市の住民基本台帳に記録されていること
- 交付決定日から継続して3年間居住すること
- 申請日において親世帯・子世帯共に地域コミュニティ（自治会等）に加入していること
- 世帯構成員のうち納税義務のある者全員が市税の滞納がないこと（転入の場合は転入前市町村について）
- 申請日において世帯構成員の全員が、生活保護を受けていないこと
- 世帯構成員の全員が、暴力団員又はその関係者でないこと



子世帯 の主な要件

- 申請日において、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子供（妊娠中でも可）がいること
- 新築などの契約をした日前1年間に、三世代同居していないこと
- 同居の場合は、子世帯の全員が補助対象住宅に同居していること
- 近居の場合は、子世帯全員が補助対象住宅に居住していること。
- 市内転居の場合は、賃貸住宅に住んでいること（社宅扱いも可）

◆建物の新築・購入・改築・リフォーム等の主な条件

次のいずれにも該当すること（リフォームの場合は、該当する方のみ必要）

- 令和8年4月1日以降の契約に基づく新築等をする住宅などであること
- リフォームについては以下のいずれかに該当する工事であること
 - ・キッチン、浴室、トイレ及び玄関のうち1種類以上の増築、改修
 - ・間仕切り壁（建具を含む。）の設置又は撤去
- 申請者の単独名義または申請者を含む共同名義で所有権保存登記または所有権移転登記をした住宅等であること
- 建築基準法やその他の関係法令の基準を満たし、かつ耐震基準を満たしていることが証明できること
- 賃貸を目的とするものでないこと
- 公共工事における移転補償等の補填を受けていないこと
- 新築等に係る費用に対し、本市の他の補助金の交付を受けていないこと

申請期間・手続きの流れ

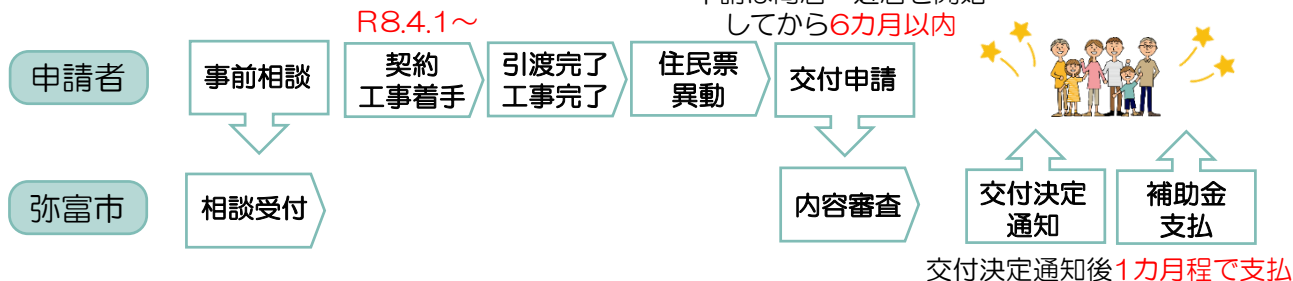
令和8年4月1日～令和9年2月26日

但し、予算額に達した時点で受付を終了します。

令和8年度予算

160万円

申請は同居・近居を開始
してから6カ月以内



申請に必要な書類

◆全員必要な書類

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 工事請負契約書や売買契約書等の写し
- 契約書等に基づいて支払った代金に対する領収書等の写し
- 補助対象住宅の登記簿全部事項証明書等
- 建物の「検査済証」または「確認済証」等の写し
- 振込先口座の口座番号がわかる書類（通帳等の写し）

◆それ以外に必要な書類

- 子世帯の本籍が弥富市にない場合
子世帯の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- 弥富市内の賃貸住宅から引越した場合
新居前に居住していた賃貸アパートの賃貸借契約書等の写し
- 弥富市外から引越してきた場合
子世帯が居住していた間の市町村税の未納がないことを証明する書類（完納証明等）
- 孫が胎児のとき
出産予定を確認できる書類（母子健康手帳等の写し）
- ファミリーシップ宣誓者の方
ファミリーシップ関係であることが分かる書類（宣誓書等の写し）

【フラット35】地域連携型

本事業は住宅ローンの金利を引き下げる【フラット35】地域連携型（子育て支援）と連携しており、本補助金の交付を受けた方が利用できます。
詳しくは、住宅金融支援機構のフラット35ホームページをご覧ください。

概要： 金利引き下げ期間 5年間
引き下げ幅 年▲0.5%



住宅金融支援機構ホームページ

問合せ先

弥富市役所 市民生活部 市民協働課
電話：0567-65-1111（内線432・433）
Fax：0567-67-4011
E-mail：kyodo@city.yatomi.lg.jp

制度の詳細は
こちらから➡



市ホームページ